

## 付 議 第 3 号

### 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の成立に伴い、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が一部改正されたため、新たに行うこととなる事務を教育次長に補助執行させることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

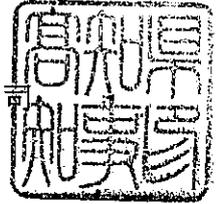
(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。



4 高行管第 437 号  
令和 5 年 3 月 9 日

高知県教育長 長岡 幹泰 様

高知県知事 濱田 省司



事務の補助執行の協議について

貴委員会への事務の補助執行について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

1 改正内容

別紙のとおり

2 改正理由

児童福祉法の改正に伴い新たに行うこととなる事務について、貴委員会が所管する事務と一体となって執行することがより効果的かつ効率的であるため。

3 改正年月日

令和 5 年 4 月 1 日

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第 号**

平成15年4月高知県告示第225号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)セ中「ス」を「ソ」に改め、1の(1)中セをタとし、スの次に次のように加える。

セ 特定登録取消者の保育士の登録（法第18条の20の2）

ソ 保育士が欠格事由に該当すると認められた旨等の報告の受理（法第18条の20の3第1項）

告 示

◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（行政管理課）

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行</p> <p>1 補助執行させる事務</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務</p> <p>ア～ス 略</p> <p><u>セ 特定登録取消者の保育士の登録（法第18条の20の2）</u></p> <p><u>ソ 保育士が欠格事由等に該当する旨の報告の受理（法第18条の20の3第1項）</u></p> <p>タ アからソまでに掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事務</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行</p> <p>1 補助執行させる事務</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務</p> <p>ア～ス 略</p> <p><u>セ アからスまでに掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事務</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

3

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

参考資料1

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

# 児童をわいせつ行為から守る環境整備（7. 関係）

## （性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）	
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	
	罰金の刑に処せられた場合	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して3年	
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して2年	免許状失効等の日から3年	登録取消の日から起算して3年
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 <b>（わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）</b>	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	<u>わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）</u>	<u>わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる</u>	
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	—	<u>わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）</u>	<u>わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する</u>	

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

**児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号) [令和5年4月1日施行] 抜粋**

〔登録の取消し〕

第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第十八条の五各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合
  - 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
  - 三 第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行つたと認められる場合
- ② 都道府県知事は、保育士が第十八条の二十一又は第十八条の二十二の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

〔登録の消除〕

第十八条の二十 都道府県知事は、保育士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

〔特定登録取消者の保育士の登録〕

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。）については、その行つた児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

- 一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第三項において同じ。）の登録を取り消された者
  - 二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者
- ② 都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たつては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
- ③ 都道府県知事は、第一項の規定による保育士の登録を行おうとする際に必要があると認めるときは、第十八条の十九の規定により保育士の登録を取り消した都道府県知事（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。）その他の関係機関に対し、当該特定登録取消者についてその行つた児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めることができる。

〔報告義務〕

第十八条の二十の三 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について、第十八条の五第二号若しくは第三号に該当すると認めたととき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による報告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**地方自治法第 180 条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行(平成 15 年4月1日告示第 225 号) 抜粋**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

1 補助執行させる事務

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務
- ア 指定保育士養成施設の指定（法第 18 条の 6 第 1 号）
  - イ 指定保育士養成施設の長からの報告の徴収等（法第 18 条の 7 第 1 項）
  - ウ 保育士試験の実施（法第 18 条の 8 第 2 項）

- エ 指定試験機関の指定（法第 18 条の 9 第 1 項）
  - オ 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可等（法第 18 条の 10）
  - カ 指定試験機関の保育士試験委員の選任及び解任の認可等（法第 18 条の 11 第 2 項において準用する法第 18 条の 10）
  - キ 指定試験機関の試験事務規程に係る認可（法第 18 条の 13 第 1 項）
  - ク 指定試験機関の毎事業年度の事業計画及び収支予算に係る認可（法第 18 条の 14）
  - ケ 指定試験機関に対する監督命令（法第 18 条の 15）
  - コ 指定試験機関に対する報告の徴収及び立入検査（法第 18 条の 16 第 1 項）
  - サ 保育士登録証の交付（法第 18 条の 18 第 3 項）
  - シ 保育士の登録の取消し及び名称の使用停止命令（法第 18 条の 19）
  - ス 保育士の登録の消除（法第 18 条の 20）
  - セ アからスまでに掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事務
- 2 補助執行させる相手方  
高知県教育次長
- 3 補助執行させる年月日  
平成 15 年 4 月 1 日